**タンク検査申請書**

　指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うタンクを製造し、又は設置しようとする場合、本届出により申請することで、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができ、その結果の証明を受けることができます。

届出・申請方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 窓口 | 郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課危険物保安係でのみ受付可 | 不可 | 不可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

危険物保安係

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* + - * タンク検査申請書
			* タンクの設計図書

**▲注意事項**

・消防本部予防課危険物保安係の窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く。）

・申請後、当該タンクについて検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

問い合わせ先

消防本部予防課

危険物保安係

　電話　：0234-31-7148

　メール：yobou-h@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）